

桜台ニュース

平成25年度 第11号
発行日：平成26年2月17日
編集/発行者：桜台自治会 広報部

本部役員会報告(2月11日開催)

1. 1月度本部役員会議事録の確認 → 全員異議なし。

2. 会長報告

年明けは毎日厳しい寒さが続いていましたが、2月に入り節分、立春を過ぎると多少暖かい日もあるようで、まさに三寒四温の毎日です。朝晩、日ごとの気温の差で体調を崩し易い季節です。また、全国的にインフルエンザ、ノロウィルスが蔓延しています。改めて健康管理、衛生管理の対応に留意して下さい。

各専門部の平成25年度活動報告及び平成26年度の予算(活動計画)も出揃って、4月27日(日)予定の総会に向けて議案書の準備、確認が必要です。また、1月までの会計収支実績も確定しましたので、平成26年度の会計予算策定に取り掛かっています。引き続き、皆様のご協力を宜しくお願いします。

・1月度の出来事

1/5(日) 消防第八分団新年会 *於小金庵

1/10(金) 町会長連合会全体会議 *有秋支所
*市原市町会長会(1/18)について確認
*平成26年度町会長会新役員選出について

1/11(土) 町会長年始パトロール(椎の木台全般)
*有秋南小区町会長(桜台、椎の木台、深城、みどり町、天羽田)

1/12(日) 平成26年有秋地区成人式 *於有秋公民館
*平成26年度成人式は1/12(日)10時～有秋公民館で開催予定
*成人式出席該当者(11/27抽出データ)
市原市 : 2,841名(男子:1,513名 女子:1,328名)
有秋地区 : 218名(男子:135名 女子:83名)
参加者 : 106名(48%)(男子:59名(42%) 女子:47名(55%))

1/13(月・祝) 常務・本部役員会 *審議内容は議事録の通り

1/18(土) 市原市町会長大会 *於市民会館小ホール
*団体顕彰:47町会/11地区 *個人顕彰:97名(前内田会長2年歴任)
*町会発表:住民視線による防犯活動/国分寺地区連合会・青パト隊
*講演 : 中房総国際芸術祭・いちほらアート×ミックスについて
*総合ディレクター・北川フラム氏

1/21(火) 有秋南小学校防犯訓練
*授業中に刃物を持った不審者が侵入、児童に危害を加えたことを想定した通報(校内・警察・消防等)、避難誘導、救護の訓練を実施した。 *宮崎会長は不審者役で協力

1/21(火) 有秋南小区安心・安全ネットワーク推進委員会 *於椎の木台自治会館
*専門部活動報告、クリスマスコンサート反省、研修旅行について

1/23(木) 有秋地区社会福祉協議会理事会 *於有秋支所
*定期総会準備、連携づくり事業(3校区安心・安全ネットワーク報告会)、社共顕彰祝賀会

1/30(木) 有秋南小区安心・安全ネットワーク研修旅行 *旭市飯岡保健福祉センター

- 市役所、消防からのメール情報

1月の犯罪：全182件(うち自転車盗難37件、器物破損35件、車上狙い18件)

1月の火災：全5件(通報は12件)

1月の不審者情報：3件(1/14 古市場：女子児童に対しつけ回して腕をつかむ(若い男)、1/23 喜多：女性に対しカッターナイフ突きつけ(20歳代男)、1/30 平蔵：走行中の車に鈍器投げつけ(60歳代男))

- 報告事項：平成25年度自治会経費予算落ち付きについて



収入/特記分

- ①自治会費は、1月31日現在の“世帯数×6千円”で計上する。
- ②行政協力交付金は、12月31日現在の“世帯数”で計算して計上する。
- ③防犯灯電気料金補助金は、“平成25年度電気料金落ち付き額×80%”で計上する。

支出/特記分

- ①各専門部の予算については、25年度の実績が未達状況でも、突発的な経費対応等で25年度と同額を計上することで調整中。
 - ②営繕費については通常の営繕対応(営繕積立400千円を含む)に加えて、3号倉庫更新、1階和室のプレーカー遮断対応等を検討。
 - ③社会福祉協議会負担金は、12月31日現在の“世帯数×200円”で計上する。
 - ④防犯灯新設費は、水銀灯からLEDに順次切り替えることで計画する。
- ・特記事項：1) 桜台オリジナル盆踊り曲(桜台おっさ節)の今後の対応について
2) スーパー誘致について
進展なし。総会準備と折り合いをつけながら進める。

3. 来年度定期総会に向けて

自治会全体および各専門部の平成25年度活動報告、平成26年度活動方針(案)、各専門部の平成25年度予算・実績および平成26年度予算(案)について確認を行った。自治会館の塗装補修工事は平成25年度定期総会で承認されたが、その後不備が見つかり仕切り直しとなった。今回の平成26年度総会資料で触れるべきということで、第2号議案「平成25年度会計報告」で説明することとなった。

その中で、個人所有になっている自治会館の土地および建物を桜台自治会の名義で不動産登記するために法人化したいという案件の説明後、本件に関して議論があった。現在の個人所有の内訳は、桜台在住360名、遺族在住64名、桜台から転出210名となっている。

渡辺さん：森田さんの話した内容は自治法の第260条の2に書かれている。法人化の場合、権利と共に義務も生じる。専門的な知識が必要であり、該当する方を知っていれば声をかけて欲しい。

注釈) 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)「第二百六十条の二第一項(抜粋)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。

1991年4月に地方自治法が改正され、認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利義務の帰属主体となることができるようになった。しかしながら、認可申請の時点ですでに不動産を取得しているか取得する予定があり、団体の総会を開催して、認可申請をするという議決を行う必要がある<市原市発行の法人化の手引から>。

飯山さん：この話は前回と変わっていない。本部役員会で提案されても誰も答えられない。本部役員会に回る前に早く専門委員会を立ち上げないといけない。

秋元さん：森田さんはいろいろ一人で調べているのは判るが、専門家も入れて話を進め、全体に浸透させていく必要がある。

飯山さん：専門委員会の設置は本部役員会で承認されているのでは。

秋元さん：承認されていない。

荒牧さん：総会に今回回るのであれば、そこで会員に聞けば。

渡辺さん：今回の総会で多数決で決めていいものなのか。今回の取り組みは費用をかけてでも行うべきもので、もっと案を詰めてから提案した方が。

飯山さん：今回の法人化そしてその先の建て替えて自治会員に負担をお願いするのは。

森田さん：法人化に関しては追加の負担金を考えていない。

小柳さん：その先の建て替えは追加の積立金をしていかないといけないのでは。

飯山さん：法人化だけの話か、建て替えありきの法人化か議論を整理する必要がある。

渡辺さん：今回の目的は個人資産である自治会館を法人管理に切り替えることとしてはどうか。

飯山さん：今度調査すると思うが、この建物はあとどのくらいもつのか。

荒牧さん：ちゃんと定期的に補修していけば、50~60年はもつ。

佐藤さん：1年任期の理事が集まっている本部役員会で、このような議論を始められても発言できない。

森田さん：本案件については、次回本部役員会で再度審議したい。

4. その他 ●ご転入 なし ●ご転出 清宮 健さん(2丁目)

●2月の主な行事

2/4(火)自治会館消防設備法定点検	<p>○次回本部役員会 3/2(日)9:30 自治会館 2F ホール ※傍聴参加できます</p>
2/5(水)桜台倶楽部と有秋南小学校児童との交流会	
2/7(金)有秋地区町会長連合会役員会議 *有秋支所	
2/11(火・祝)常務役員会および本部役員会	
2/12(水)社協福祉顕彰祝賀会 *三井化学社員クラブ	
2/14(金)有秋地区町会長連合会全体会議 *有秋支所	
2/18(火)有秋南小区安心・安全ネットワーク推進委員会 *於桜台自治会館	
2/22(土)有秋地区社会福祉協議会・連携づくり事業(3校区ネットワーク) *於アネッサ	
2/27(木)有秋南小学校・児童による感謝会 *於有秋南小学校	

以上